

平成13事務年度
国税庁が達成すべき目標に対する
実績の評価に関する実施計画

平成13年6月

財 務 省

＜目 次＞

○平成13事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画の概要	1
1 国税庁における実績の評価の目標	3
2 国税庁における実績の評価の目標と対応する指標（総括表）	4
3 各目標毎の実施計画	
実績目標1	7
内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収 （納税環境の整備）	
業績目標1-1-1	11
申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・ 広報を行います。	
業績目標1-1-2	15
納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応します。	
業績目標1-1-3	18
租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民 各層からの幅広い協力や参加の確保に努めます。	
（適正かつ公平な税務行政の推進）	
業績目標1-2-1	23
適正・公平な課税を実現するため、関係法令を適正に適用します。	
業績目標1-2-2	27
適正・公平な課税を実現するため、適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正 でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤り を確実に是正します。	
業績目標1-2-3	33
適正・公平な課税を実現するため、期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に 納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収します。	
業績目標1-2-4	36
納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応しま す。	
実績目標2	38
酒類業の健全な発達の促進	
業績目標2-1	38
酒類業者の経営基盤の安定を図るとともに、消費者利益の観点から、酒類の品質・安 全性の確保を図り、未成年者飲酒防止等についても適切な配慮を行います。	
業績目標2-2	39
環境保全の観点から、酒類容器のリサイクルなど、酒類に係る資源の有効な利用の確保に 努めます。	

実績目標3	42
税理士業務の適正な運営の確保	

○ 参考

(参考1) 国税庁が試行的に実施した広報に関する評価等のアンケート調査の概要.....	45
(参考2) 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）	47

平成 13 事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画の概要

〔注〕 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する情報は、インターネットの財務省ホームページ(<http://www.mof.go.jp/>)でもご覧いただけます。

13 年 6 月 29 日
財 務 省

1 平成 13 事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画の策定・公表

中央省庁等改革基本法第 16 条第 6 項第 2 号に基づく、主として政策の実施に関する機能を担う国税庁の実績の評価については、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされていますが、国税庁が 7 月からの新しい事務年度を迎えるに当たり、今般、「平成 13 事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定しましたので公表致します。

2 実施計画の概要

（1）目標と指標

目標については、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」、「税理士業務の適正な運営の確保」という 3 つの実績目標の下に、「申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行います。」等の業績目標を 9 つ設定しております。（P3 「1 国税庁における実績の評価の目標」参照）

指標については、国税庁の実績の評価の試行の結果適切と思われるものを選定して、業績指標は「税務相談室における面接相談の満足度」等 11 を設定し、参考・モニタリング指標は「税務調査等に基づく追徴税額」、「収納済税額（会計年度単位）」等 42 を設定しました。（P4 「2 国税庁における実績の評価の目標と対応する指標（総括表）」参照）

（注）目標については、「財務省における実績評価の平成 13 年度実施計画」（平成 13 年 3 月 30 日公表）と同一ですが、指標については、同計画では、業績指標は 1 つ（電子申告等の着実な導入）、参考モニタリング指標は 10（「所得税の確定申告書提出人員」等）となっています。

(2) 実施スケジュール

平成 13 事務年度の実施計画は、平成 13 年 7 月から平成 14 年 6 月を対象としています。

今後、平成 14 年 6 月末を目途として平成 14 事務年度の実施計画を、平成 14 年 9 月末を目途として平成 13 事務年度の評価報告を策定・公表する予定です。

(3) 実施要領

国税庁の実績の評価は、評価手法の観点からは「あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、その達成度合いの情報を提供する」ものであるという点で、財務省の政策評価における実績評価と実質的に異なるところはありません。

このため、国税庁の実績の評価については、実施庁の実績の評価としての性格を踏まえつつ、「財務省における政策評価の実施要領」(平成 13 年 1 月 6 日公表)の定めるところに準じて実施します。

(4) 実績の評価の改善

国税庁の実績の評価においては、評価に期待される役割が十分に果たされ、評価の効率的な実施が確保される必要があることから、今後、徐々にその質の向上を目指すことにしています。

1 国税庁における実績の評価の目標

実績目標 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
(納税環境の整備) 業績目標 1-1-1 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行います。 業績目標 1-1-2 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応します。 業績目標 1-1-3 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努めます。 (適正かつ公平な税務行政の推進) 業績目標 1-2-1 適正・公平な課税を実現するため、関係法令を適正に適用します。 業績目標 1-2-2 適正・公平な課税を実現するため、適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正します。 業績目標 1-2-3 適正・公平な課税を実現するため、期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収します。 業績目標 1-2-4 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応します。
実績目標 2 酒類業の健全な発達の促進
業績目標 2-1 酒類業者の経営基盤の安定を図るとともに、消費者利益の観点から、酒類の品質・安全性の確保を図り、未成年者飲酒防止等についても適切な配慮を行います。 業績目標 2-2 環境保全の観点から、酒類容器のリサイクルなど、酒類に係る資源の有効な利用の確保に努めます。
実績目標 3 税理士業務の適正な運営の確保

2 国税庁における実績の評価の目標と対応する指標（総括表）

（注）※は、業績指標を表します。

○実績目標1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

	1- 1	所得税確定申告書の提出人員
	1- 2	法人税確定申告書の提出件数
	1- 3	国税職員の定員の推移
	1- 4	収納済税額(会計年度単位)
※	1- 5	電子申告等の着実な導入

1-1-1 納税環境の整備：申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行います。(実施基準・準則第4条第1項イ(イ))

※	1- 6	国税の広報に関する評価
※	1- 7	ホームページへの法令解釈通達の掲載割合
	1- 8	ホームページへのアクセス件数
	1- 9	タックスアンサーへのアクセス件数
	1-10	タックスアンサーの各種届出書・申告書の様式等のホームページへのアクセス件数

1-1-2 納税環境の整備：納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応します。(実施基準・準則第4条第1項イ(ロ))

※	1-11	税務相談室における面接相談の満足度
※	1-12	税務相談室における電話相談の満足度
※	1-13	納税証明書の15分以内の発行割合
※	1-14	所得税還付金の一定期間内の処理件数割合
	1-15	税務相談室の相談件数
	1-16	確定申告期の申告相談等件数

1-1-3 納税環境の整備：租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努めます。(実施基準・準則第4条第1項イ(ハ))

※	1-17	国税の広聴活動に関する評価
※	1-18	租税教育に関する評価
	1-19	各種説明会の開催回数・参加人員
	1-20	租税教育推進協議会の開催回数
	1-21	地方税務協議会等の開催回数
	1-22	税務大学校における公開講座の満足度
	1-23	租税史料館の来館者数

1-2-1 適正・公平な税務行政の推進：適正・公平な課税を実現するため、関係法令を適正に適用します。(実施基準・準則第4条第1項ロ(イ))

※	1-24	更正の請求の3か月以内の処理件数割合
※	1-25	酒類製造及び販売業免許申請の標準期間内の処理件数割合
	1-26	譲渡所得の特例適用についての事前協議件数
	1-27	土地の評価に係る標準地数
	1-28	租税条約に基づく相互協議の処理件数

- 1－2－2 適正・公平な税務行政の推進：適正・公平な課税を実現するため、適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正します。(実施基準・準則第4条第1項ロ)

	1- 1	所得税確定申告書の提出人員(再)
	1-29	所得税確定申告書の郵送提出割合
	1-30	確定申告期の還付申告センター及び署外の申告会場の利用者数
	1-31	確定申告期のタッチパネルの利用件数
	1-32	所得税申告説明会の開催回数 参加人員
	1-33	所得税青色申告承認者数
	1-34	記帳指導を受けた人数
	1- 2	法人税確定申告書の提出件数(再)
	1-35	資料情報の収集枚数
	1-36	租税条約に基づく情報交換件数
	1-37	税務調査等に基づく追徴税額
	1-38	査察実績

- 1－2－3 適正・公平な税務行政の推進：適正・公平な課税を実現するため、期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収します。(実施基準・準則第4条第1項ロ(ハ))

	1- 4	収納済税額 会計年度単位)(再)
	1-39	所得税の期限内収納税額割合
	1-40	物納の処理件数
	1-41	延納の処理件数
	1-42	滞納整理中の税額
	1-43	発生滞納税額の年度別徴収割合

- 1－2－4 適正・公平な税務行政の推進：納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応します。(実施基準・準則第4条第1項ロ(ニ))

	1-44	異議申立て」の3か月以内の処理件数割合
	1-45	審査請求」の1年以内の処理件数割合

○ 実績目標2 酒類業の健全な発達の促進

- 2－1 酒類業者の経営基盤の安定を図るとともに、消費者利益の観点から、酒類の品質・安全性の確保を図り、未成年者飲酒防止等についても適切な配慮を行います。(実施基準・準則第4条第2項イ)

	2- 1	酒類業組合等に対する行政施策の説明回数
	2- 2	酒類業者に対する酒類取引実態調査件数
	2- 3	酒類の品質等の確保 製造工程改善に関する指導相談件数)
	2- 4	酒類の品質等の確保 市販酒類買い上げ調査件数)

- 2－2 環境保全の観点から、酒類容器のリサイクルなど、酒類に係る資源の有効な利用の確保に努めます。(実施基準・準則第4条第2項ロ)

	2- 1	酒類業組合等に対する行政施策の説明回数(再)
--	------	------------------------

○ 実績目標3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めます。(実施基準・準則第4条第3項)

	3- 1	税理士登録者数の推移
	3- 2	税理士会への説明会及び協議会の開催回数
	3- 3	法人税申告の税理士関与割合
	3- 4	税理士法第33条の2に係る書面の添付割合

○ 実績目標 1:内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

- ※ 担当主管課等:総務課、企画課、事務管理課、国際業務課、広報広聴官、相互協議室、主任
税務相談官、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、
資産評価企画官、消費税室、鑑定企画官、審理室、管理課、徴収課、調査課、
査察課、税務大学校
国税不服審判所

(注) ここでは、実績目標 1 の概要と特に重点的に取り組む施策について掲げますが、後述のとおり、本目標については、その細目として業績目標を 7 項目(1-1-1 から 1-2-4)設定しています。

1 基本的考え方

納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政を推進することにより、国税庁は内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収に努めています。(国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令(以下「実施基準・準則」という。))第 3 条及び第 4 条第 1 項)

(1) 納税環境の整備(実施基準・準則第 4 条第 1 項イ)

わが国は、納税者の皆様が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この制度を円滑に運営していくため、納税者の皆様に租税の意義を正しく理解していただくとともに、申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を容易に知ることができるよう、広報、相談等を通じて納税環境の整備に努めています。

(2) 適正かつ公平な税務行政の推進(実施基準・準則第 4 条第 1 項ロ)

申告納税制度の下において、納税者の皆様の納税道義が高まり、適正な申告と納税が確保されるためには、納税者の皆様の間で課税が適正・公平に行われているとの信頼が確保され、正しい申告と納税を行う意欲が堅持されていくことが不可欠です。このため、税務行政においては、適正・公平な課税の実現に向け、関係法令を適正に適用し、適正に申告を行わない納税者や期限内に納付しない納税者に対しては、的確な調査や滞納処分等を行っています。

また、納税者の皆様の正当な権利利益の救済を図ることにより、適正かつ公平な税務行政の推進に努めています。

2 目標を巡る現状・外部要因等の動向

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の一層の複雑化・広域化に加えて、金融・為替の自由化やインターネットの普及により、経済社会の国際化・高度情報化が急速に進展しており、所

得・資産の把握が一層困難になっています。

また、平成 11 年度の納税者数を見ると、所得税の確定申告者数が 20,280 千人、法人税の確定申告書提出件数が 2,681 千件となっており、すう勢としては増加しています。

一方、国税職員の定員は平成 9 年度以降減少となり、平成 12 年度は 184 名の減員、平成 13 年度からの 5 年間で 2,606 名の削減目標がたてられています。

今後とも納税者の皆様の信頼と期待に応え、いわゆる顧客満足度を高めていくため、国税庁は、税務行政を取り巻く環境の変化に的確に対応し、新たな課題に対して、創意工夫しながら税務行政の効率化、納税者利便の一層の向上及び適正・公平な課税の実現に努めることとしています。

- (1) 平成 12 年分の確定申告者数は平成 13 年 3 月 31 日現在、還付申告者を含めて 20,385 千人で、前年分と比べて 105 千人増加しています。

【1- 1 所得税確定申告書の提出人員】 (単位:千人)

年 分	8	9	10	11	12
所得税の 確定申告者数	19,655	20,023	19,463	20,280	20,385
上記のうち 還付申告者数	8,825	9,085	8,619	9,812	10,000

(出所) 個人課税課 平成 13 年 5 月 21 日記者発表

- (2) 平成 11 事務年度の法人税確定申告書の提出件数は 2,681 千件で、前事務年度と比べて 18 千件増加しています。

【1- 2 法人税確定申告書の提出件数】 (単位:千件)

事務年度	7	8	9	10	11
提出件数	2,600	2,641	2,642	2,663	2,681

(出所) 法人課税課 平成 12 年 10 月 26 日記者発表

(注) 平成 11 事務年度(平成 11 年 7 月 1 日から平成 12 年 6 月 30 日)の提出件数は、当該事務年度中に申告期限が到来したもののうち、申告書の提出があった件数です。

- (3) 全国に 12 の国税局(事務所)と 524 の税務署があり、平成 12 会計年度末現在の国税職員の定員は 56,916 人で、平成 9 年度以降減少しています。

【1- 3 国税職員の定員の推移】 (単位:人)

会計年度	8	9	10	11	12
国税職員 の定員	57,108	57,202	57,199	57,100	56,916

(出所) 総務課調

(注) 平成 13 年度の国税職員の定員は、56,718 人です。

(4) 平成 11 会計年度に国税庁が収納した税額は 50 兆 8,854 億円で、前会計年度に比べて 1 兆 4,930 億円減少しています。

【1- 4 収納済税額(会計年度単位)】 (単位:億円)

会計年度	7	8	9	10	11
収納済税額	527,712	522,986	554,759	523,784	508,854

(出所) 管理課調

3 13 事務年度の事務運営の計画

平成 13 事務年度においては、自書申告の推進・定着、電子申告等の導入に向けた取組、滞納防止策の充実と滞納整理の促進に重点的に取り組めます。

(1) 自書申告の推進・定着

昭和 22 年(1947 年)に所得税、相続税及び法人税に申告納税制度が導入され 50 年以上経過しましたが、本制度の下においては、納税者の皆様が自発的に納税義務を果たし、適正な申告と納税を行うことが極めて重要です。

申告納税制度の下における納税者サービスとは、納税者の皆様が自ら申告書を作成できるような環境を整備し、自分で申告書を作成することによって税の仕組み等の理解を深めていただくことにあると考えられますので、一昨年(平成 10 年分)から、できるだけ納税者ご自身に確定申告書を記載していただき、分かりにくいところがあれば助言させていただくという方法により、「自書申告」の推進・定着に向け全国的に取り組んでいます。

このため、申告相談に来署された納税者の皆様に適切なアドバイスを行うことはもちろん、申告書等の入手や提出及び申告書作成等のために必要な情報提供の充実や、申告に当たって必要な添付書類等について統一化、簡素化を図るなど、申告・納税する際の利便性の向上と納税者の皆様の視点に立った各種書類の改善に努めています。

なお、本年は、自書申告の推進・定着に向けて、納税者利便の向上の観点から次のとおり取り組めます。

- ① 納税者の皆様からの「わかりやすく書きやすい申告書」というニーズに応えるため、新様式の確定申告書を平成 13 年分の確定申告から使用します。
- ② 平成 10 年分の確定申告から全国に導入したタッチパネル方式による自動申告書作成機については、新様式の確定申告書に対応したシステムに修正し、機能を拡大して利用対象を広げるとともに、設置台数を増加する予定です。

- ③ 駅や街の中心部など利便性の高い場所に設置している還付申告センターを拡充します。

(2) 電子申告等の導入に向けた取組

わが国では政府全体として、情報通信技術(I T)による産業、社会構造の変革(いわゆる I T革命)に取り組み、コンピュータやインターネットの活用によるサービスの多様化、質の向上などを旨とした電子政府の実現に向けた施策を推進しています。

納税者利便の向上という観点から、国税庁は、平成 15 年度までに申告、申請・届出等手続をインターネット等のネットワークで行うシステムを構築し、所得税、法人税及び消費税に係る申告手続とともに、申請・届出等手続について運用を開始します。

その準備作業の一環として、平成 12 年 11 月下旬から東京都区内の麹町、練馬東の 2 つの税務署で所得税、法人税及び消費税について電子申告の実験を行いました。この実験の実施状況等を踏まえ、セキュリティを確保した上で、納税者の皆様に使いやすい電子申告等システムの設計・開発を行います。

また、国税の納付手続については、公金収納のためのネットワーク、インターネットバンキングでの納付指図が可能となるなどの金融機関等におけるインフラ整備ができることを前提に、平成 15 年度までにパソコン、A T M等を利用した納付手段の実現を図ります。

【1- 5 電子申告等の着実な導入】

年度	12	13	14	15
導入 スケジュール	電子申告の 実験を実施	電子申告等の システムの 設計・開発	電子申告等の システムの 開発・テスト	電子申告等の システムのテス ト・運用開始

(出所) 企画課、事務管理課、管理課調

(3) 滞納防止策の充実と滞納整理の促進

滞納は、期限内に納税している大多数の納税者の皆様からみると許されるものではないことから、最近の滞納状況をも踏まえ、賦課部門・徴収部門との連携・協調を一層密にして、消費税に重点を置きつつ、滞納発生未然防止と滞納整理の促進に努め、滞納圧縮に着実に取り組みます。

滞納発生未然防止については、期限内納付しようようを徹底して実施するとともに、広報活動の充実などの施策の一層の推進を図ります。

滞納整理については、滞納者個々の実情に即し、厳正・的確に実施し、特に、預り金的な性格を有する消費税の滞納に対しては、優先的に着手することにより、早期かつ着実に徴収します。

また、大口・悪質な滞納事案に対しては、その状況に応じて適時・的確な財産調査・捜索を行うとともに、必要に応じてプロジェクトチームを編成するなど処理体制を充実して、厳正に対応します。

さらに、大量に発生する少額滞納事案を効率的に整理するため、平成 14 年度に集中電話催告システムを導入すべく、システム開発を行います。

1 納税環境の整備

〔業績目標 1-1-1〕 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行います。「実施基準・準則第 4 条第 1 項イ(イ)」

※ 担当主管課等:総務課、広報広聴官、主任税務相談官

1 基本的考え方

(1) 広報事務の充実

税務行政の運営に当たっては、申告納税制度が円滑に機能するよう国民の皆様の理解と信頼を得ることが基本となります。このため、相談や調査とともに広報広聴を重要な柱として事務運営を行っています。

広報事務は、納税者の皆様のみならず広く国民各層に対して、税の意義や役割、一般的な税の仕組み等をお知らせし、税についての正しい理解を得ることによって、納税者の皆様が自ら適正な申告と納税を行うという基盤を築くことをねらいとして実施しています。

○ 国税の広報に関する評価の測定

国税の広報活動の効果を測るため、税務署に來られた納税者の皆様に対してアンケート調査を行い、認知度、好感度を測定するとともに、アンケート調査の結果も踏まえて効果的な事務運営に努めます。

【1- 6 国税の広報に関する評価】 (単位:%)

事務年度	8	9	10	11	12	13(目標)
上位評価割合	集計実績無				29.7	30 以上

(出所) 広報広聴官調

(注)1 平成 12 事務年度の実績数値は、国税の広報に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の 5 段階評価で上位評価(5 及び 4)を得た割合です。

2 試行におけるアンケート調査の概要については P45 参照。

(2) 「国税庁ホームページ」及び「タックスアンサー」の充実

高度情報化の進展によりインターネット加入者が大幅に増加していることもあり、「国税庁ホームページ」を平成 10 年 11 月に開設し、身近な税の情報や業務内容、統計情報、記者発表資料のほか、申告書等の様式や納税者の皆様の適正な申告に有用と認められる法令解釈通達や質疑応答事例などの情報を提供しています。なお、国税庁では、本庁(「国税庁ホームページ」)のみならず、各国税局(所)においても、それぞれホームページが開設されています。

「国税庁ホームページ」については、開設以来、順次掲載内容の充実に努めるとともに、平成 12 年 6 月にキーワード検索サービスを導入し、同年 7 月にトップページを改善するなど利用者の利便性に着目した工夫を行っています。

また、簡易定型的な税金相談にコンピュータが自動的に回答する「タックスアンサー」では、国税庁のホームページ(www.nta.go.jp、www.taxanser.nta.go.jp 等)や電話音声・ファクシミリにより、税金に関する情報を 24 時間提供しています。なお、タックスアンサーの利用拡大を図るため、ポスターやコード表等の作成により、積極的な広報を行っています。

○ 国税庁ホームページへの法令解釈通達の掲載

国税庁では、法令解釈通達を国税庁、国税局(所)、税務署の窓口において、納税者の皆様の閲覧に供することにより公開していますが、納税者の皆様が国税についての法令解釈をいつでもより容易に知ることができるよう、国税庁ホームページに法令解釈通達を掲載し、更新していくことを進めています。

平成 12 年 6 月以降に発遣された法令解釈通達の国税庁ホームページへの掲載割合は 100%となっていますが、現在効力を有する法令解釈通達の全て(446 本)を分母とした場合の掲載割合は 10.3%となっています。

平成 13 事務年度においては、掲載割合 20%程度を目指します。

【1- 7 ホームページへの法令解釈通達の掲載割合】 (単位:%)

事務年度	8	9	10	11	12	13(目標)
掲載割合	集計実績無				10.3	20

(出所) 総務課調

2 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 平成 12 会計年度における国税庁の本庁及び各国税局(所)のホームページへのアクセス件数は 3,619 千件となっています。

また、「国税庁ホームページ」に掲載している「日本における税務行政」等の英語版へのアクセス件数は約 21 千件となっています。

【1- 8 ホームページへのアクセス件数】 (単位:千件)

会計年度	8	9	10	11	12
アクセス件数	11	77	477	1,679	3,619

(出所) 広報広聴官調

(注) アクセス件数の 8 年度は広島、9 年度は名古屋、大阪及び広島の各国税局のホームページへのアクセス件数を示します。

(2) 平成 12 会計年度におけるタックスアンサーのアクセス件数は、国税庁のホームページによるもの 7,971 千件、電話音声・ファクシミリによるもの 1,347 千件と、多くの方々に利用されています。

【1- 9 タックスアンサーへのアクセス件数】 (単位:千件)

会計年度	8	9	10	11	12
ホームページ	—	1,540	3,683	5,671	7,971
電話音声・ファクシミリ	1,402	1,441	1,363	1,435	1,347

(出所) 主任税務相談官調

- (3) 納税者利便の向上の観点から、平成10年6月から国税庁のホームページ（タックスアンサー、税務手続の案内等）に、税に関する主要な申告書様式や各種届出書様式を掲載し更新していくことを進めています（OCR様式や複写式の様式は除きます。）。

平成12会計年度のアクセス件数は1,885千件となっています。

【1-10 タックスアンサーの各種届出書・申告書の様式等の
ホームページへのアクセス件数】 (単位:千件)

会計年度	8	9	10	11	12
アクセス件数	—	—	295	1,118	1,885

(出所) 主任税務相談官調

3 13 事務年度の事務運営の計画

広報事務については、次の施策を積極的かつ効果的に実施してまいります。

- (1) インターネットの普及に着目し、国税庁ホームページの開設以降各種の情報を納税者の皆様に掲載するほか、税に関する情報、特に、平成14年1月から使用開始を予定している所得税確定申告書新様式については、積極的な広報に努めていきます。
- (2) 内閣府政府広報室や地方公共団体等の協力も得て、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の各種広報媒体により、確定申告等の時機に応じて、年末調整の話題や医療費控除・住宅借入金等特別控除等の話題など日常生活に密着した税関係の題材を取り上げ、税に関する知識の普及、期限等の周知等を行います。
- (3) 11月11日から11月17日を「税を知る週間」として、広く国民各層に、税について正しく理解し税に対する認識を高めていただくための施策を講じます。
- (4) 新聞・テレビ等の報道機関に対して資料の提供を行い、税務行政の現状を広く国民の皆様に理解していただくよう努めます。

- (5) 納税者の皆様がインターネットを通じて、適正な申告・納税に有用な法令解釈通達等と税に関する情報を容易に入手できるよう、引き続き、国税庁ホームページの内容の充実に努めます。

〔業績目標 1-1-2〕 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応します。

「実施基準・準則第 4 条第 1 項イ(ロ)」

※ 担当主管課等:総務課、主任税務相談官、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、管理課

1 基本的考え方

納税者の皆様が気軽に税に関する相談ができるような税務相談体制を整備し、納税者の皆様からの問い合わせや相談に対して、迅速、的確かつ親切に対応しています。

(1) 税務相談室における面接相談と電話相談

税務相談体制については、専担の窓口として、全国 12 の国税局(所)に税務相談室を、全国の主要な税務署内に 139 の税務相談室の分室を設置して面接相談と電話相談を行っています。

税務相談室に来られた納税者の皆様に対してアンケート調査を行い、面接相談と電話相談に関して、職員の応接態度や回答の分かりやすさ、回答に要する時間等についての満足度を測定し、アンケート調査の結果も踏まえた相談事務の運営に努めます。

【1-11 税務相談室における面接相談の満足度】 (単位:%)

事務年度	8	9	10	11	12	13(目標)
上位評価割合	集計実績無				89.0	89

(出所) 税務相談室についてのアンケート調査

(注)1 平成 12 事務年度の実績数値は、面接相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の 5 段階評価で上位評価(5 及び 4)を得た割合です。

2 試行におけるアンケート調査の概要については P45 参照。

【1-12 税務相談室における電話相談の満足度】 (単位:%)

事務年度	8	9	10	11	12	13(目標)
上位評価割合	集計実績無				60.0	60

(出所) 税務相談室についてのアンケート調査

(注)1 平成 12 事務年度の実績数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の 5 段階評価で上位評価(5 及び 4)を得た割合です。

2 試行におけるアンケート調査の概要については P45 参照。

(2) 所得税等の申告相談

所得税等の確定申告については、自書申告の推進・定着を進めているところですが、税務署等へ申告相談に来られる納税者の皆様に、親切なアドバイスを行い、スムーズに申告・納

税していただけるよう努めています。

(3) 納税証明書の15分以内の発行及び所得税還付金の一定期間内の処理

納税証明書の発行及び所得税還付金事務について、正確性を確保しつつ、迅速な処理に努めています。

それぞれの事務の的確な実施状況を測定するため、納税証明書の発行の申請書を受理してから納税証明書を発行するまでの時間と、還付申告書が提出された日から還付金の支払決定日までの期間を計測します。

【1-13 納税証明書の15分以内の発行割合】 (単位:%)

事務年度	8	9	10	11	12	13(目標)
発行割合	集計実績無				91.5	92以上

(出所) 個人課税課、法人課税課、管理課調

(注) 平成12事務年度の実績数値は、平成12年7月から翌年3月までに国税庁が行ったサンプル調査(全国で55の税務署で実施)により把握したものです。

なお、所得税還付金の処理に係る目標数値については、平成14年1月から、平成13年分以降の所得税確定申告書の様式を改訂することを予定しており、部内の事務処理手続が大幅に変更されることになるため、平成13年分の事務処理手続の実施状況を踏まえて、平成14年度から具体的な数値を設定します。

【1-14 所得税還付金の一定期間内の処理件数割合】 (単位:%)

事務年度	8	9	10	11	12
処理件数割合	集計実績無				集計中

(出所) 個人課税課、管理課調

(注) 平成12事務年度に国税庁が行ったサンプル調査は集計中(集計結果は7月中旬目途)です。

2 目標を巡る現状・外部要因等の動向

平成12会計年度に税務相談室で受け付けた電話や面接による税務相談件数は283万8千件となっています。

【1-15 税務相談室の相談件数】 (単位:千件)

会計年度	8	9	10	11	12
相談件数	2,839	2,881	2,980	3,023	2,838

(出所) 主任税務相談官調

【1-16 確定申告期の申告相談等件数】

事務年度	8	9	10	11	12
相談件数	平成 13 年分確定申告から実績数値を把握します。				

(出所) 個人課税課、資産課税課において検討中

3 13 事務年度の事務運営の計画

税務相談室としては全税目の相談に迅速かつ的確に応じるため、従来から税務相談官に対する研修を実施していましたが、本事務年度においても更なる研修内容の充実と効果的な研修の実施により税務相談官の専門知識の更なる向上を図り、納税者の皆様からの問い合わせや相談に対して、迅速、的確かつ親切に対応していくこととしています。

納税証明書の発行や所得税還付金の支払いについては、正確性を確保しつつ、納税者サービスの観点から、できる限り迅速に発行や支払いが行われるよう努めていきます。具体的には、正確に早くという納税者の皆様のニーズに応えていくために、①研修等による的確な事務処理手順の徹底、②署内各セクションの連携・協調を図ることとしています。

〔業績目標 1-1-3〕 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努めます。

「実施基準・準則第 4 条第 1 項イ(ハ)」

※ 担当主管課等:総務課、広報広聴官、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税室、管理課、徴収課、税務大学校

1 基本的考え方

税務行政の運営に当たっては、申告納税制度が円滑に機能するよう国民の皆様の理解と信頼を得ることが基本となります。租税の役割や税務行政について国民各層からの幅広い理解、協力や参加を得るため、広聴機能の強化、租税教育の充実、各種説明会の開催及び地方公共団体との協力体制の推進、更には、広く社会人を対象とした公開講座の実施等を行っています。

(1) 広聴事務の充実

税務行政に対する納税者の皆様のニーズを的確に把握するため、広く国民各層から、国税庁、国税局(所)、税務署の各窓口やホームページ等に寄せられた意見、要望等を集約し、関係部署において納税者利便の向上や事務運営の改善につなげていきます。また、納税者の皆様と税務当局との双方向の情報交換の促進という観点から、国税当局の見解や回答を可能な限りホームページ等の媒体を用いて公表するなど、国民の皆様に対するフィードバックに努めています。

○ 国税の広聴活動に関する評価の測定

国税モニターの方々に対してアンケート調査を行い、国税庁の広聴活動に対する取組についての評価を測定します。

【1-17 国税の広聴活動に関する評価】 (単位:%)

会計年度	8	9	10	11	12	13(目標)
上位評価割合	集計実績無				62.9	65 以上

(出所) 広報広聴官調

(注)1 平成 12 会計年度の実績数値は、広聴活動に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の 5 段階評価で上位評価(5 及び 4)を得た割合です。

2 国税モニターは各税務署において、幅広く納税者の皆様の意見を聴取することを目的として教育関係者や報道関係者等を含めた納税者の皆様の中から、全国で 2,790 名(平成 12 年度)の方々に委嘱しています。

3 試行におけるアンケート調査の概要については P45 参照。

(2) 租税教育の充実

租税に関する教育は公民教育として基本的には学校当局により学校教育の中で実施されています。学校教育において、児童・生徒に対する租税教育を体系的に推進するために、国税当局、地方税当局、教育委員会、学校当局等で組織する租税教育推進協議会を開催し、密接な連携・協調の下に租税教育の充実に努めています。

○ 租税教育に関する評価の測定

国税モニターの方々に対してアンケート調査を行い、国税庁の租税教育に対する取組についての認知度、国税庁が提供する租税教育副教材の効果等を測定します。

【1-18 租税教育に関する評価】 (単位:%)

会計年度	8	9	10	11	12	13(目標)
上位評価割合	集計実績無				68.0	70 以上

(出所) 広報広聴官調

(注)1 平成 12 会計年度の実績数値は、教育関係者に対する租税教育の取組状況や租税教育副教材の効果等についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の 5 段階評価で上位評価(5 及び 4)を得た割合です。

2 試行におけるアンケート調査の概要については P45 参照。

(3) 地方公共団体との協力

国と地方公共団体とは、国税、都道府県税、市町村税に関する税務行政を効率的に行い、適正な税務執行を確保するため、申告説明会の開催、税務広報、申告書用紙の送付・備付け、申告書の収受及び申告相談等について地区税務協議会等で協議の上、相互協力を図っています。

(4) 公開講座等の実施

税務大学校が保有する税に関する専門的な教育機能等を利用して、納税者の皆様のみならず広く国民各層に対して、国や地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割、一般的な税の仕組み、租税史料等をお知らせし、租税に関する知識の普及や納税者意識の高揚に寄与することをねらいとして毎年 3 月に税務大学校和光校舎において公開講座を実施しています。

また、税務大学校本校に設置されている租税史料館においては、日本の税の歩みを知る歴史的史料を網羅した唯一の専門史料館として、貴重な史料を広く一般の方々へ公開していきます。

2 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 改正税法の説明会、年末調整事務、確定申告に関する説明会等申告と納税に必要な法令解

釈や事務手続を正しく理解していただくため、全国各地で各種説明会を開催しています。

【1-19 各種説明会の開催回数・参加人員】

事務年度	8	9	10	11	12
開催回数	平成 13 事務年度から実績数値を把握します。				
参加人員	平成 13 事務年度から実績数値を把握します。				

(出所) 個人課税課、法人課税課、資産課税課、消費税室調

- (2) 全国各地で租税教育推進協議会を設立し、その活動の充実に努めています。

【1-20 租税教育推進協議会の開催回数】

事務年度	8	9	10	11	12
開催回数	平成 13 事務年度から実績数値を把握します。				

(出所) 広報広聴官調

- (3) 地方税務協議会等を開催し、国と地方公共団体は密接な協力関係を保ち、効果的な事務運営に努めています。

【1-21 地方税務協議会等の開催回数】

事務年度	8	9	10	11	12
開催回数	平成 13 事務年度から実績数値を把握します。				

(出所) 総務課調

- (4) 平成 12 事務年度の公開講座の参加延べ人員は、3 月 8 日から 13 日までの土日を除く 4 日間開催し、425 人となっています。

平成 13 事務年度より、受講者に対するアンケート調査により公開講座の内容・レベルの満足度を測定します。

【1-22 税務大学校における公開講座の満足度】

事務年度	8	9	10	11	12
満足度	平成 13 事務年度から実績数値を把握します。				

(出所) 税務大学校調

- (5) 租税史料館は、租税に関する文書・図書等で貴重な歴史史料を収集・保存するとともに、これらの史料の閲覧・展示等を通じて一般に公開し、租税制度等の研究に資するほか、租税

に関する知識の普及、納税者意識の高揚に寄与することを目的としています。

【1-23 租税史料館の来館者数】

(単位:人)

会計年度	8	9	10	11	12
来館者数	—	—	3,362	5,767	4,023

(出所) 税務大学校調

(注) 平成 10 会計年度は、7 月から翌年 3 月までの来館者数を示します。

3 13 事務年度の事務運営の計画

- (1) 広聴事務については、引き続き、税務署等の窓口、国税庁ホームページ、国税モニターの方々など様々な手段を通じて、税務行政に対する国民の皆様の幅広いご意見ご要望の把握に努め、納税者利便の向上や事務運営の改善に結びつけていくとともに、ホームページ等を通じて納税者の皆様との双方向の情報交換に努めます。

また、納税者の皆様に「国税モニター」を委嘱し、税務行政に関する意見、モニターアンケートに対する回答、「税を知る週間」(毎年 11 月 11 日～17 日)等に行われる座談会等への参加、納税者意識の向上に関する諸施策への協力等を依頼していきます。

- (2) 児童・生徒に対する租税教育の充実を図るため、引き続き、文部科学省の学習指導要領に準拠した租税教育用副教材(冊子)等の作成・充実を図り、小学生、中学生や高校生に配布するとともに、学校当局との連携により、租税教室の開催、高校生を対象にした税に関する作文の募集や学校の先生を対象とした財政経済セミナー等の開催などを行います。

- (3) 地方公共団体との協調については、国税局(所)・税務署と都道府県・市区町村で、地方税務協議会や地区税務協議会等を開催し、国と地方公共団体が所得税の確定申告期における自書申告の推進や新しい申告書様式へのスムーズな移行を念頭において、新しい申告書使用の広報、所得税確定申告書用紙の共同発送、申告相談での協力、税務当局間の閲覧事務の円滑な実施に向けた十分な協議など緊密な協力関係を保ち、効率的な事務運営を行います。

- (4) 税務大学校が行う公開講座の実施に当たっては、平成 13 事務年度より、受講者に対するアンケート調査により公開講座の内容・レベルの満足度を測定し、講座の内容をより受講者のニーズに合ったものとしていくなど、次回の公開講座に活用していくこととしています。(調査方法・アンケート様式等については検討中です。)

また、実施に当たっては、税大ホームページ、新聞及び地方自治体の広報誌等に掲載するとともに、パンフレットやポスター等を掲示するなど、広報活動を充実していきます。

租税史料館については、税大ホームページ、国税庁広報誌等を活用して広く国民の皆様に周知するとともに、「税に関する歴史的史料の専門館」として史料内容の充実を図り、貴重な

史料を広く一般の方々へ公開していきます。

2 適正かつ公平な税務行政の推進

〔業績目標 1-2-1〕 適正・公平な課税を実現するため、関係法令を適正に適用します。
「実施基準・準則第 4 条第 1 項ロ(イ)」

※ 担当主管課等:課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、消費税室、審理室、相互協議室

1 基本的考え方

(1) 関係法令の適正な適用

申告納税制度が円滑に機能することを目指して、適正・公平な税務執行を行うためには、納税者の皆様の立場に立って、国民の皆様すべてに均一・均質の税務行政サービスが提供されていることを確認しつつ、関係法令を適正に適用していく必要があります。

(2) 「更正の請求」の迅速な処理

納税額の計算が法律の規定に従っていなかった又は計算に誤りがあったために過大に申告した場合等の救済手段である「更正の請求」に対しては、関係法令を適正に適用して迅速な処理に努めています。

○ 「更正の請求」の 3 か月以内の処理

納税者の皆様から提出された「更正の請求」に対して、迅速な処理に取り組んでいる状況を把握するため、「更正の請求」が提出されてから処理を了するまでの期間を測定します。

なお、「更正の請求」の処理については、①所得税確定申告期直後に集中して提出される場合があること、②請求の内容によっては、事実関係の確認のために相当の期間が必要な場合があること等不確定な要素があります。

【1-24 「更正の請求」の 3 か月以内の処理件数割合】 (単位:%)

事務年度	8	9	10	11	12	13(目標)
処理件数割合	集計実績無				94.4	95 以上

(出所) 個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税室、酒税課調

(注) 平成 12 事務年度の実績数値は、平成 12 年 7 月から翌年 3 月までに行ったサンプル調査(全国で 55 の税務署で実施)により把握したものです。

(3) 事前協議の推進

公共事業に係る各種の課税の特例を的確かつ円滑に運用するため、各省庁と協調し、事業施行者が用地買収に着手する前に、その用地の買い取りに対する課税の特例の適用関係について相互に確認し合う事前協議を推進しています。

(4) 路線価等評価精度の向上

相続税等の土地の評価は時価によることとされています。納税者の皆様が申告に当たり、土地の時価を的確に把握することは一般的に困難であるため、納税者の皆様の申告の便宜と課税の公平を図る観点から、各国税局(所)では相続税等の土地の評価に当たり、評定の基準となる地点(標準地)の価額を基に、毎年8月頃、路線価と評価倍率を定めて公表しています。

時価を的確に反映したものとするために、この路線価等の評価精度をより一層高めるように努めます。

(5) 酒類製造及び販売業免許申請の適正・迅速な処理

酒類製造及び販売業免許申請については、酒税法や法令解釈通達を適正に適用して標準処理期間内の処理に努めています。

標準期間内の処理については、例えば、公開抽選により審査順位が決められた申請の場合は、審査順位に従い当該申請等ごとに審査の開始日以後1件当たり原則として2か月以内に処理します。

○ 酒類製造及び販売業免許申請の標準期間内の処理件数割合の測定

【1-25 酒類製造及び販売業免許申請の標準期間内の処理件数割合】

(単位:%)

事務年度	8	9	10	11	12	13(目標)
標準期間内の 処理件数割合	集計実績無				99.8	前年以上

(出所) 酒税課調

(注) 平成12事務年度の実績数値は、平成12年7月から平成13年3月の間の割合です。

(6) 租税条約に基づく相互協議の適切かつ迅速な処理

二重課税の排除と課税権の確保の観点から、二重課税等条約の規定に適合しない課税を排除するために、各国の税務当局との間で直接行われる租税条約に基づく相互協議を適切かつ迅速な処理となるように努めています。

2 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 譲渡所得の特例適用に関する事前協議件数は、事前協議の対象となる事業の実施状況の影響を受け、減少傾向となっています。

【1-26 譲渡所得の特例適用についての事前協議件数】(単位:件)

事務年度	7	8	9	10	11
事前協議件数	48,904	45,358	40,775	38,195	34,772

(出所) 資産課税課調

- (2) 路線価等については、最近の複雑な地価動向に配慮し、評価の精度を高めるため標準地の増設に努めた結果、平成 11 事務年度の標準地数は 453 千地点となっています。

【1-27 土地の評価に係る標準地数】 (単位:千地点)

事務年度 (年分)	7 (8)	8 (9)	9 (10)	10 (11)	11 (12)
標準地数	434	439	443	448	453

(出所) 資産評価企画官調

- (3) わが国経済の国際化により、移転価格課税事案や事前確認事案を中心に相互協議の処理件数が増加しています。

【1-28 租税条約に基づく相互協議の処理件数】 (単位:件)

事務年度	8	9	10	11	12
処理件数	20	24	40	32	57

(出所) 相互協議室調

3 13 事務年度の事務運営の計画

- (1) 税務行政の実施に当たっては、法令に基づく適正・公平な執行を確保するため、税務行政の透明性を高めるとともに、国税庁の法令解釈通達、事務運営指針等の通達が局署の職員に伝達されるまでのタイムラグの縮小、税制改正等に伴う法令解釈通達等の早期見直し制定、法令の解釈・適用に関する取扱いの一元化の徹底等に取り組めます。

- (2) 「更正の請求」については、事務の進行管理を的確に行うことにより、適正・迅速な処理に努めます。

- (3) 譲渡所得の特例適用に関する事前協議については、これを的確に実施することにより、事業施行者の発行する証明書が適正なものとなり、用地を提供した納税者の皆様の課税の特例が誤ることなく適用され、適正・公平な課税の実現に寄与することとなります。

国税当局としては、各種研修で担当者の審理能力の向上を図りつつ、引き続き、実効ある事前協議を推進していきます。

- (4) 路線価等については、時価を的確に反映したものとするため、土地の標準地数の増設に努めるとともに標準地の配置を見直すことなどにより、評価精度を一層高めていきます。

- (5) 酒類製造及び販売業免許申請については、酒税法及び法令解釈通達に基づき、適切かつ迅

速な処理に努めていきます。

- (6) 相互協議については、発生件数が年々増加傾向にあることから、相手国の税務当局との直接会合を積極的に実施することにより、事案の適切かつ迅速な処理に努めていきます。

〔業績目標 1-2-2〕 適正・公平な課税を実現するため、適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正します。

「実施基準・準則第 4 条第 1 項ロ(ロ)」

※ 担当主管課等:総務課、国際業務課、課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、調査課、査察課

1 基本的考え方

(1) 税務行政に当たっては、申告納税制度が円滑に機能するよう適正・公平な課税を目指し、国民の皆様の理解と信頼を得ることが基本となります。

所得税、贈与税の確定申告については、納税者の皆様の視点に立った納税者サービスの一層の充実を図る観点から、自書申告の推進・定着に向けて取り組みます。納税者の皆様がそれぞれ正しく申告し納税していただけるよう、各国税局(所)・税務署の実情に即した特色ある施策を効果的に実施するよう努めています。

また、平成 14 年 1 月からの、平成 13 年分所得税確定申告書の新様式の円滑な導入に向けて、納税者の皆様に幅広く周知広報を行うとともに、事務処理手順の見直し等に取り組めます。

(2) 調査の実施に当たっては、例えば、所得税や法人税の調査を行う際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目も同時処理するなど、納税者の皆様の負担の軽減と効率性等に配慮しつつ、適正な執行に努めています。

なお、調査終了の際には、誤りを指摘して是正するだけにとどまらず、その内容を納税者の皆様に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮するとともに、修正申告のしようように当たっては、修正申告に伴う法的効果を確実に教示するなど、これを契機に納税者の皆様が税務知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう努めています。

2 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 平成 12 年分の所得税の確定申告者数は平成 13 年 3 月 31 日現在、還付申告者を含めて 20,385 千人で、前年分と比べて 105 千人増加しています。還付申告者数は増加傾向にあります。

【1- 1 所得税確定申告書の提出人員】 (単位:千人)

年 分	8	9	10	11	12
所得税の 確定申告者数	19,655	20,023	19,463	20,280	20,385
上記のうち 還付申告者数	8,825	9,085	8,619	9,812	10,000

(出所) 個人課税課 平成 13 年 5 月 21 日記者発表

- (2) 自書申告が定着することにより、郵送による所得税確定申告書の提出件数は増加するものと見込まれます。郵送による提出には、納税者の皆様がわざわざ税務署の窓口に出す不便さを解消するほか、税務署の混雑緩和にもつながる効果があります。

なお、所得税確定申告書の郵送提出割合は、年々少しずつ増加傾向にあり、平成 12 年分確定申告においては 12.9%となっています。

【1-29 所得税確定申告書の郵送提出割合】 (単位:%)

年 分	8	9	10	11	12
郵送提出割合	集計実績無		12.5	12.6	12.9

(出所) 個人課税課調

(注) 平成 12 年分の郵送提出割合は、304 税務署での実績数値を示しています。

- (3) 確定申告を行う納税者の皆様の利便性の向上のため、駅や街の中心部など交通が至便な場所や公共施設など人が多く集まる場所等に、還付申告センターや確定申告会場を設置し、申告書用紙等の交付、申告書の作成相談と申告書の受付を行っています。

【1-30 確定申告期の還付申告センター

及び署外の申告会場の利用者数】(単位:会場、千人)

年 分	8	9	10	11	12
署外・申告 会場数	1,111	1,045	1,105	1,170	1,315
署外・申告 会場の利用者数	平成 13 年分確定申告から 実績数値を把握します。				

(出所) 個人課税課調

- (4) タッチパネル方式の自動申告書作成機については、本年の確定申告において、利用対象者の拡大や台数の増設を図り、有効活用しています。

【1-31 確定申告期のタッチパネルの利用件数】 (単位:千件、台)

年 分	10	11	12
タッチパネルの利用件数	420	807	1,161
タッチパネルの設置台数	1,260	1,260	2,260

(出所) 個人課税課調

- (5) 自書申告の推進・定着に向け、確定申告説明会を積極的に開催しており、開催回数は年々増加しています。

【1-32 所得税申告説明会の開催回数・参加人員】(単位:回・千人)

年 分	8	9	10	11	12
開催回数	9,191	9,487	13,291	12,624	12,855
参加人員	531	614	848	906	816

(出所) 個人課税課調

- (6) 青色申告制度は、申告納税制度が円滑に機能するための基盤として、納税者の皆様の記帳慣習の定着、記帳水準の向上を図ることを目的として創設された制度です。

青色申告承認者数は年々増加し、現在約 486 万人(青色申告承認法人数は平成 12 年 6 月末現在で約 260 万社)となっています。

【1-33 所得税青色申告承認者数】(単位:千人)

年 分	8	9	10	11	12
青色申告承認者数	4,677	4,734	4,738	4,795	4,863

(出所) 個人課税課調

(注) 青色申告承認者数は翌年 3 月 15 日現在の数字です。

- (7) 記帳指導については、事業所得者の記帳や記録保存の慣習を育成・確立するため、原則として、新規青色申告申請者の方や、新規開業者・記帳制度適用者のうち記帳指導を希望する人等に対して実施しています。

平成 12 会計年度では、約 24 万人の方が記帳指導を受け、そのうち、約 17%に当たる 4 万人を超える人が自計能力を習得しています。

【1-34 記帳指導を受けた人数】(単位:千人)

会計年度	8	9	10	11	12
記帳指導を受けた人数	内 44 264	内 41 251	内 45 253	内 42 249	内 43 240

(出所) 個人課税課調

(注)1 内書は、自計能力を習得した人数(指導を受けたことにより自ら記帳できると認められる人数)を表します。

2 「記帳制度適用者」とは、青色申告者以外の人で、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得及び山林所得の合計額が 300 万円を超える方々をいい、これらの方々は、帳簿を備え付けて売上などの総収入金額と仕入などの必要経費に関する事項について記帳をし、一定期間保存しなければならないこととなっています。

(8) 平成 11 事務年度の法人税確定申告書の提出件数は 2,681 千件で、前事務年度と比べて 18 千件増加しています。

【1- 2 法人税確定申告書の提出件数】 (単位:千件)

事務年度	7	8	9	10	11
提出件数	2,600	2,641	2,642	2,663	2,681

(出所) 法人課税課 平成 12 年 10 月 26 日記者発表

(注) 平成 11 事務年度(平成 11 年 7 月 1 日から平成 12 年 6 月 30 日)の提出件数は、当該事務年度中に申告期限が到来したもののうち、申告書の提出があった件数です。

(9) 税務調査等に有効な各種の資料情報の収集の規模は毎年 1 億枚を超えています。

【1-35 資料情報の収集枚数】 (単位:千枚)

事務年度	7	8	9	10	11
収集枚数	121,630	122,048	125,196	124,840	123,663

(出所) 課税総括課調

(10)わが国経済の国際化に伴って、国際取引等の実態を把握するための租税条約締結相手国との情報交換件数は、すう勢として増加傾向にあります。

【1-36 租税条約に基づく情報交換件数】 (単位:千件)

年 分	8	9	10	11	12
情報交換件数	125	80	169	63	266

(出所) 国際業務課調

(11)適正・公平な課税を実現するため、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより、誤りを確実に是正するように努めています。

調査・指導により申告漏れが把握された追徴税額(加算税を含む。)は、国税庁全体で毎事務年度 1 兆円前後の推移となっています。

【1-37 税務調査等に基づく追徴税額】 (単位:億円)

事務年度	7	8	9	10	11
追徴税額	10,787	12,862	10,435	10,128	9,472

(出所) 課税総括課調

(12) 査察調査を終了し処理した件数は毎会計年度 200 件程度で、そのうち 7 割程度を検察官に告発しています。

【1-38 査察事績】 (単位:件)

会計年度	8	9	10	11	12
処理件数	232	225	234	205	205
告発件数	177	166	160	148	146

(出所) 査察課調

3 13 事務年度の事務運営の計画

(1) 自書申告の推進・定着

自書申告の推進・定着に関する施策については、本業績目標を総括する実績目標 1(内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)において記述しています。

(2) 電子申告等の着実な導入

電子申告の導入、申請・届出等の手続の電子化については、本業績目標を総括する実績目標 1(内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)において記述しています。

(3) 経済取引の国際化、高度情報化の進展等に対応する新たな調査手法等の開発

経済取引の国際化、高度情報化の進展、不正手口の巧妙化等に的確に対処していくため、課税上有効な資料情報を収集するとともに、新たな調査手法の開発、効率的な連携調査の展開、個人・法人を通じた調査の充実、情報処理技術の一層の活用に力を注ぎます。

具体的には、

- ① 経済活動の一層の国際化、企業の組織形態の多様化等を背景に、デリバティブ取引やタックス・ヘイブン等を利用した国際取引に係る脱税や租税回避、海外の関係会社との移転価格を通じた所得移転問題の増加が懸念され、その内容も一層複雑・巧妙になっています。

これらに対応するため、

- イ 国際取引に係る機構・体制の整備
- ロ 国際課税の専門家の育成
- ハ 調査ノウハウの開発

等の施策を行い、国際取引に係る脱税や租税回避行為について厳正に対処します。

- ② インターネット等を利用したいわゆる電子商取引の普及に伴い、国税庁においても新たな対応として、国税局(所)に「電子商取引専門調査チーム」を設置し、資料情報の収集、調査手法の開発・蓄積を行い、課税の適正化に一層努めます。
- ③ 資料情報は、適正・公平な課税を実現するために必要不可欠なものであることから、経済取引の国際化、高度情報化、複雑化、広域化等の時代の動向を常に先取りしながら、新しい取引形態等に関する資料情報を積極的に収集します。

また、国際取引等の実態を把握するため、租税条約に基づく情報交換により、資料・情報の収集・活用にも努めます。

(4) 悪質な不正計算が想定される納税者への調査の充実

故意に税を免れようとする悪質な納税者に対しては、誠実な納税者の皆様の信頼に応えるため、徹底した調査を実施します。

このため、広範に収集した各種の資料情報を総合的に分析・検討した上で、悪質な不正計算が想定される者など調査の必要性の高い者から調査対象に選定するとともに、これらの納税者に対しては必要な人員・日数を十分投入して深度ある調査を実施します。

(5) 大口・悪質な納税者に対する厳正な対応

国税庁は、適正・公平な課税の実現に向けて組織力を発揮して取り組み、偽りその他不正の行為により故意に税金を免れた者など特に大口・悪質な納税者に対しては、査察調査を行って検察官に告発し、刑事訴追を求めるなど厳正に対処することとしています。

〔業績目標1-2-3〕 適正・公平な課税を実現するため、期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収します。〔実施基準・準則第4条第1項ロ(ハ)〕

※ 担当主管課等：管理課、徴収課

1 基本的考え方

期限内収納の確保と滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政を支える事務の中心であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が適正に行われて初めて完結するものです。

租税収入を円滑に確保するためには、全ての納税者の皆様が、自己の納付すべき税額を定められた期限までに完納するという態勢を確立する必要があります。このため、納期限の広報に努めるとともに、例えば、消費税の申告納付期限前の納付しようようや税務調査等が行われた際の加算税、延滞税も含めた納付しようようなど、各税を通じて納税者の皆様の態様に応じた効果的な期限内収納の確保のための施策を実施しています。

また、滞納は、期限内に納税している大多数の納税者の皆様からみると許されるものではないことから、滞納整理に当たっては、滞納者に速やかに接触し、深度ある財産調査を行い、早期保全を図るという基本に立ち、特に、悪質・処理困難事案について処理体制を充実して厳正な処理を行うなど、滞納者個々の実情に即し、厳正・的確に取り組んでいます。

なお、財産の差押え等の徴税権の行使は、納税者の方々の権利に特に強い影響を及ぼすものであることから、法令に基づいた適正手続に則って的確に実施しています。

2 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 平成11会計年度に国税庁が収納した税額は50兆8,854億円で、前会計年度に比べて1兆4,930億円減少しています。

【1- 4 収納済税額(会計年度単位)】 (単位：億円)

会計年度	7	8	9	10	11
収納済税額	527,712	522,986	554,759	523,784	508,854

(出所) 管理課調

(2) 申告所得税(確定申告分)の期限内収納税額の割合は94%前後となっています。

【1-39 所得税の期限内収納税額割合】 (単位：%)

年 分	8	9	10	11	12
所得税の期限内 収納税額の割合	94.7	93.9	94.4	94.2	93.9

(出所) 管理課調

- (3) 相続税の物納申請は、近年減少傾向にありますが、平成12会計年度においては、申請件数(6,100件)を上回る6,532件の処理を行い、処理の進展が図られました。

【1-40 物納の処理件数】 (単位:件)

会計年度	8	9	10	11	12
処理件数	8,997	7,120	6,398	6,785	6,532

(出所) 管理課調

- (4) 相続税の延納申請は、近年減少傾向にありますが、平成12会計年度においては、申請件数(11,258件)をやや上回る11,401件の処理を行い、処理の進展が図られました。

【1-41 延納の処理件数】 (単位:件)

会計年度	8	9	10	11	12
処理件数	17,079	13,787	11,936	11,325	11,401

(出所) 管理課調

- (5) 平成11会計年度末における全税目の滞納整理中の税額は、対前年度比1.7%減と昭和39会計年度以来35年ぶりに減少するとともに、消費税の滞納整理中の税額は、対前年度比2.9%増と平成元年の消費税導入以来最も低い伸びとなっています。

【1-42 滞納整理中の税額】 (単位:億円)

会計年度	7	8	9	10	11
全 税 目	26,606	27,031	27,830	28,149	27,661
うち消費税	3,861	4,242	5,112	6,146	6,323

(出所) 徴収課 平成12年10月5日記者発表

- (6) 滞納となった国税がどのくらいの期間でどの程度徴収されているかを示す滞納税額の年度別徴収割合については、平成12会計年度発生分から集計することを予定しており、今後、実績数値を蓄積していくこととしています。

【1-43 発生滞納税額の年度別徴収割合】

会計年度	12年度末までに 徴収した割合	13年度末までに 徴収した割合
12年度発生分	平成12会計年度発生分から 実績数値を把握します。	
13年度発生分		

(出所) 徴収課において検討中

3 13事務年度の事務運営の計画

(1) 滞納防止策の充実と滞納整理の促進

滞納の圧縮に向けて、滞納の未然防止に努めるとともに、滞納に対して厳正・的確な滞納整理を実施することについては、本業績目標を総括する実績目標1(内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)において記述します。

(2) 電子納税の導入に向けた取組

平成15年度までにパソコン、A T M等を利用した納税手段の実現を図ることについては、本業績目標を総括する実績目標1(内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)において記述しています。

(3) 物納・延納の適正・迅速な処理

一定の要件に該当する場合には、相続税については相続財産による物納、相続税や贈与税については延納が認められています。これらの物納や延納の申請に対しては、申請者に対する初期指導がその後の処理促進につながることから、申請時にこれらの制度の趣旨、手続等について具体的かつ的確な説明を行うとともに、適正・迅速な処理に努めます。

[業績目標1-2-4] 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応します。 「実施基準・準則第4条第1項ロ(二)」

※ 担当主管課等: 審理室、消費税室、酒税課、管理課、徴収課
国税不服審判所

1 基本的考え方

国際化、高度情報化等の経済社会の変化に対する的確かつ柔軟な対応が求められている中で、審理、不服審査や訟務の重要性も益々高まるものと考えられ、税務行政全体として適切に遂行していく必要があります。

行政不服審査制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関して、簡易・迅速な手続により納税者の皆様の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。納税者の皆様の理解と信頼を得るよう、適正かつ迅速な処理を目指します。

国税に関する不服申立の手続には、異議申立てと審査請求があります。

(1) 異議申立ては、争いの対象となった処分を行った行政庁(税務署長、国税局長又は国税庁長官)に対して提起するものです。

(2) 審査請求は、異議申立てに対する行政庁の決定を経た後の処分になお不服があるときに、国税不服審判所長に対して提起するものです。

審査請求を扱う国税不服審判所は、適正かつ迅速な裁決を通じて納税者の皆様の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを目指す第三者的機関です。

2 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 異議申立てについては、経済取引の国際化・広域化・複雑化を背景として、調査・審理に多くの困難がともなう事案が増加していますが、調査・審理能力の充実と事案の的確な進行政管理により早期処理に努めています。

【1-44 「異議申立て」の3か月以内の処理件数割合】 (単位:%)

会計年度	8	9	10	11	12
3か月以内の 処理件数割合	86.2	85.6	83.1	81.0	79.6

(出所) 審理室、徴収課調

- (2) 国税不服審判所に対する審査請求については、経済取引の国際化・広域化・複雑化を背景として、海外関連事案や広域にわたり発生する複雑・困難な事案が増加してきていますが、事務処理の効率化や事件の的確な進行管理により早期処理に努めています。

【1-45 「審査請求」の1年以内の処理件数割合】 (単位:%)

会計年度	10	11	12
処理件数割合	48.3	46.0	48.9

(出所) 国税不服審判所調

3 13事務年度の事務運営の計画

- (1) 異議申立事案の処理に当たっては、謙虚に納税者の皆様の主張に耳を傾け、公正な立場で充実した調査・審理を行った上で決定を行うこと、また迅速に処理することに努めます。
- (2) 国税不服審判所における審査請求の処理に当たっては、迅速な手続により納税者の皆様の正当な権利利益の救済を図ることが行政不服審査制度の目的の一つでもあることから、事件の早期処理に努めます。

複雑・困難な事件の増加といった近年の経済社会情勢の変化を踏まえると、今後ますます審査請求人と原処分庁の双方から信頼されるより質の高い裁決が求められるものと考えています。的確な事実の認定や税法等の解釈を行い、事案に即した妥当性のある結論を得よう努め、審査請求人及び原処分庁の当事者双方から公平かつ適正・迅速であるとの評価が得られるような事務処理を図ります。

また、国税不服審判所の裁決については、裁決結果の公表が適正な賦課・徴収の実現に資するとともに、納税者の皆様の適正な申告のために有用であると考えられることから、今後とも、審査請求人等の秘密保持に十分配慮しつつ、先例となるような裁決結果の公表の拡充に努めます。

○ 実績目標 2:酒類業の健全な発達の促進

※ 担当主管課等:酒税課、鑑定企画官

1 基本的考え方

酒類産業行政は、経済社会情勢の変化に対応して、総合的視点から酒類業界に必要な施策を行うとともに、酒類取引の安定を図ることにより、酒税の確保に資することを目的としています。

酒類業界は、国際化の進展や酒類の消費構造の変化、規制緩和を含む経済社会システムの改革の進展など生産・流通・消費のあらゆる面における大きな環境変化と未成年者飲酒防止、酒類容器のリサイクル等の社会変化に直面しています。

このような状況下において、消費者の利益にも配慮した施策を講じることによって、酒類業の健全な発達の促進に努めます。

酒類の品質・安全性の確保は酒類製造業者が行うことが原則ですが、酒類製造業者の多くが中小企業であり技術基盤が弱い実態を踏まえ、必要に応じて技術指導を実施し、その際には、市場に流通している酒類の品質・安全性にかかわる成分の実態把握を行っています。

なお、酒類業の発達、改善や酒類の品質・安全性の確保に向け、必要な醸造技術等の研究・開発を独立行政法人酒類総合研究所と連携して行います。

[業績目標 2-1] 酒類業者の経営基盤の安定を図るとともに、消費者利益の観点から、酒類の品質・安全性の確保を図り、未成年者飲酒防止等についても適切な配慮を行います。
「実施基準・準則第4条第2項イ」

(1) 酒類業の健全な発達を図るためには、酒類業者の大部分を占める中小企業が、経済社会環境の変化に適切に対応できるよう、活性化・経営革新に向けた酒類業者の自主的な取組を啓発・支援するとともに、公正なルールに基づく競争環境を整備していくことが不可欠です。

また、致酔性・依存性を有する酒類の特性に鑑み、より良い飲酒環境を形成する観点から、関係者が協力して、未成年者飲酒防止対策に取り組むことが必要です。

このため、酒類業組合等に対して各種行政施策の説明を行い、経営活性化、公正取引及び未成年者飲酒防止に関する取組を促します。また、酒類の取引実態調査を実施して、取引の実態を把握するとともに、公正なルールに基づく競争環境の整備に努めます。

(2) 酒類は嗜好品であり、国民の消費生活に関係の深い飲料であることから、酒類製造等の技術指導、酒類の品質・安全性の確保や醸造技術の研究・開発を行うことが必要です。

このため、技術基盤の弱い中小酒類製造業者に対して、必要に応じて製造工程の改善に関する技術指導を実施するとともに、市販酒類を小売店等から買い上げ、品質評価や理化学分析を行い、その結果を酒類製造業者に通知します。

〔業績目標 2-2〕 環境保全の観点から、酒類容器のリサイクルなど、酒類に係る資源の有効な利用の確保に努めます。 「実施基準・準則第 4 条第 2 項ロ」

全面施行後 2 年目を迎えた「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」や、本年 5 月から施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」等により、酒類容器のリサイクルや酒類の製造・販売段階において発生する食品廃棄物等の発生抑制と適切な再生利用などの対応が求められており、酒類に係る資源の有効な利用の確保に取り組むことが必要となっています。

このため、酒類業組合等を通じて、酒類業者にこれらの行政施策の周知・啓発を図るよう努めていきます。

2 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 平成11年7月に施行された「中小企業経営革新支援法」の説明会を全国で開催すること等により、酒類業者の活性化・経営革新に向けた自主的な取組を促しています。

また、酒類業者が尊重すべき酒類取引に関する公正なルールと公正競争規約の遵守について、酒類業界に対する積極的な周知・啓発に努めるとともに、公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促しています。

未成年者飲酒防止については、国税庁を含む 7 省庁により構成される「酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会」において、昨年 8 月に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」(以下「施策大綱」という。)を踏まえ、酒類業者に対する周知・啓発に努めています。

さらに、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が平成 12 年 4 月から全面施行されたことを踏まえ、酒類業者に対する制度の周知・啓発に努めています。

【2- 1 酒類業組合等に対する行政施策の説明回数】 (単位:回)

事務年度	8	9	10	11	12
説明回数	集計実績無				13,523

(出所) 酒税課調

(注)1 平成12事務年度の実績数値は、平成12年7月から平成13年3月の間の回数です。

2 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

3 説明回数の主な内訳は、①活性化・経営革新に関するもの1,340回、②公正な取引の確保に関するもの2,211回、③未成年者飲酒防止に関するもの3,565回、④リサイクルに関するもの2,024回です。

- (2) 公正な競争による酒類産業の健全な発展を確保するため、平成10年4月に国税庁が公表した「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」に示した公正なルールに沿っているとは言い難い取引の改善に向けた指導を行っており、実態調査件数は増加しています。

【2- 2 酒類業者に対する酒類取引実態調査件数】 (単位:件)

事務年度	8	9	10	11	12
実態調査件数	268	249	787	985	692

(出所) 酒税課調

(注) 平成12事務年度の実績数値は、平成12年7月から平成13年3月の間の件数です。

- (3) 製造工程改善に関する技術指導・相談は、技術基盤の弱い酒類製造業者を中心に、希望者を対象として行うこととしています。

最近では、地ビールや発泡酒の新規参入者に対する技術指導・相談は増加しているものの、全体としては、酒類の消費全体の伸び悩みから廃業する者が増加する傾向にあり、やや減少しています。

【2- 3 酒類の品質等の確保(製造工程改善に関する指導相談件数)】

(単位:件)

事務年度	7	8	9	10	11
指導相談件数	1,897	1,918	1,958	1,869	1,850

(出所) 鑑定企画官調

- (4) 市販酒類の実態調査は、市販されている酒類を小売店等から買い上げ、品質評価と理化学分析を行うものです。その結果は酒類製造業者に通知され、酒類の品質・安全性の確保に役立てられます。

清酒、しょうちゅう、ワイン等の中小酒類製造者が対象で、ここ数年の調査件数は2,000件程度となっています。

【2- 4 酒類の品質等の確保(市販酒類買い上げ調査件数)】 (単位:件)

事務年度	7	8	9	10	11
調査件数	2,326	1,932	2,167	2,181	2,036

(出所) 鑑定企画官調

3 13 事務年度の事務運営の計画

- (1) 研修会の開催等を通じて、大きな環境変化に直面している中小酒類業者に対して、活性化・

経営革新に向けた自主的な取組の啓発・支援に努めます。

- (2) 公正なルールに基づく競争環境の整備について、周知・啓発に努め、酒類の公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促すとともに、取引実態調査の充実を図り、実態把握に努めます。
- (3) 未成年者飲酒防止の強化については、「施策大綱」を踏まえ、引き続き、酒類業者に対する周知・啓発に努めます。
- (4) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」については、全面施行後 2 年目を迎えたところであり、制度の円滑な定着を図るため、引き続き、酒類業者に対して、あらゆる機会を通じて同法の周知・啓発に努めます。
- (5) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正に伴い、平成 13 年 4 月 1 日から新たに容器包装の材質識別のための表示が義務付けられた紙製容器包装やプラスチック製容器包装について、酒類業者において適切に表示義務が履行されるよう、表示方法等について周知・啓発に努めます。
- (6) 本年 5 月から施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」において、食品廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化への取組が義務付けられたことを踏まえ、酒類業者に対して、あらゆる機会を通じて同法の周知・啓発に努めます。

○ 実績目標 3:税理士業務の適正な運営の確保

※ 担当主管課等:総務課

1 基本的考え方

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命(税理士法第1条)としています。

税理士制度は、このような社会公共的な使命を負っている税理士が納税義務者を援助することによって、納税義務を適正に実現し、これによって申告納税制度の円滑、適正な運営に資することを期待して設けられたものです。

また、昭和26年(1951年)に税理士法が施行され本年で50年目となりますが、税理士制度は時代の推移とともに変化する社会の要請に応じて申告納税制度の定着と発展に寄与するとともに、納税義務の適正な実現、納税者の皆様に対する税知識の普及、国家財政の確保に大きな役割を果たしてきました。

国税庁は、この趣旨を踏まえて、税理士業務の適正な運営の確保に努めています。

「実施基準・準則第4条第3項」

2 目標を巡る現状・外部要因等の動向

(1) 平成13年3月31日現在の税理士登録数は65,144人となっています。

【3-1 税理士登録者数の推移】 (単位:人)

年 度	8	9	10	11	12
税理士登録数	63,009	63,446	63,874	64,456	65,144

(出所) 総務課調

(2) 各税理士会に対する説明会等を通じて改正税法等について説明するとともに、国税庁の事務運営を周知しています。

【3-2 税理士会への説明会及び協議会の開催回数】 (単位:回)

事務年度	8	9	10	11	12
開催回数	集計実績無				1,352

(出所) 総務課調

(注) 平成12事務年度の実績数値は、平成12年7月から平成13年3月の間に実施した回数です。

- (3) 税理士は、納税義務の適正な実現を図るという社会公共的な使命を有しており、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしています。

【3- 3 法人税申告の税理士関与割合】 (単位:%)

事務年度	8	9	10	11	12
税理士関与割合	平成 13 事務年度中に K S K (国税総合管理) システムが全国の国税局(所)・税務署に拡大されるので、平成 14 年 2 月決算の法人分から同システムで税理士関与割合を把握します。				

- (4) 税理士が関与している法人税申告書のうち、税理士法第 33 条の 2 に係る書面が添付されている件数を把握します。

【3- 4 税理士法第 33 条の 2 に係る書面の添付割合】 (単位:%)

事務年度	8	9	10	11	12
書面添付割合	平成 13 事務年度中に K S K (国税総合管理) システムが全国の国税局(所)・税務署に拡大されるので、平成 14 年 2 月決算の法人分から同システムで書面添付割合を把握します。				

(注) 税理士法第 33 条の 2 に規定する「書面添付制度」は、税務に関する専門家である税理士が、申告書の作成に関し、自己の責任を持って計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付できる制度です。

3 13 事務年度の事務運営の計画

税理士は、納税義務の適正な実現を図るという社会公共的な使命を有しており、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしています。国税庁としては、納税義務の適正な実現を推進するため、引き続き、税理士の資質の向上と信頼される税理士制度を確立するため、各税理士会やその支部に対する説明会等を通じて、税理士に対して正確な税法の理解と適正な事務運営の周知を図ります。

具体的には、税制改正後や確定申告期前に説明会を実施するほか、各国税局(所)と税理士会及び各税務署と税理士会支部による協議会を開催します。

また、「書面添付制度」は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化と簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度が確立されることから、税務当局としては、この制度を尊重し推進することに努めていきます。

なお、本年 5 月には、規制緩和に応え、納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度を確立するために税理士法の改正が行われ、来年 4 月から施行されることとなりました。

国税庁としては、税理士業務の適正な運営の確保に努めるために、この法改正の趣旨を踏まえ、新しい税理士制度が早期に定着し機能していくよう改正事項についての周知徹底を図りま

す。なお、この改正された税理士法には、税理士が日本税理士会連合会や各税理士会が実施する研修を受講し、資質の向上を図らなければならないという努力義務規定が設けられており、説明会や研修会の開催に当たり、講師派遣を行うなど積極的に取り組んでいます。

(参考 1)

国税庁が試行的に実施した広報に関する評価等のアンケート調査の概要

	アンケート名	実施場所・対象者	実施時期	用紙の配布方法 ・回収方法	主な質問項目
1	国税の広報についてのアンケート (国税の広報に関する評価)	・全国55の税務署 ・来署した納税者の皆様から無作為に抽出 ・有効回答数 7,114件	平成12年7月～12月(毎月3日～6日間実施)	・玄関又は部門の窓口で配布 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価(「良い」～「悪い」) ①国税庁が実施している各種の広報施策の認知度(テレビ、ラジオ、新聞・雑誌、ポスター、ホームページ等) ②広報施策の分かりやすさ、好感度
2	税務相談室についてのアンケート (税務相談室における面接相談の満足度)	・税務相談室の局室・分室 ・来室した納税者の皆様から無作為に抽出 ・有効回答数 4,713件	平成12年7月～平成13年3月(毎月1日～2日間実施)	・相談後に返信用封筒を添えて配布 ・局総務課宛て郵送による回答依頼	無記名による5段階評価(「良い」～「悪い」) ①応接の親切さ・丁寧さ ②回答の分かりやすさ ③回答の速さ ④疑問点の解決
3	税務相談室についてのアンケート (税務相談室における電話相談の満足度)	・上記2と同様 ・有効回答数 1,600件	上記2と同様	・上記2と同様	無記名による5段階評価(「良い」～「悪い」) ①応対の親切さ・丁寧さ ②回答の分かりやすさ ③回答の速さ ④疑問点の解決

	アンケート名	実施場所・対象者	実施時期	用紙の配布方法 ・回収方法	主な質問項目
4	国税モニター アンケート (国税の広聴活動に関する評価)	・国税庁 ・国税モニター ・有効回答数 680件	平成12年12月	・配布、回収いずれも郵送	無記名による5段階評価(「非常に良かった」～「非常に悪かった」) 税務署の窓口に、意見や要望を申し出た際の印象について ①意見を言いやすい雰囲気 ②職員の受け答え ③申し出た意見等に対する説明 ④意見等を募る前提としての情報提供 ⑤意見等を踏まえた改善
5	租税教育についてのアンケート (租税教育に関する評価)	・財経セミナー、租税教室を実施した場所 ・出席した教育関係者等 ・有効回答数 2,309件	平成12年7月から平成13年3月の財経セミナー、租税教室の開催日	・出席した教育関係者等全員に税務広報広聴官又は国税広報広聴室が配布、回収	無記名による5段階評価(「良い」～「悪い」) ①国税庁の租税教育への取組についての認知度(租税教室への講師派遣、税務署見学など体験学習の受入れ、税の作文等) ②租税教育用の副教材についての認知度(租税教育用冊子、ビデオ等) ③学習効果、意義等について

国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国 税 庁 の 事 務 の 実 施 基 準 及 び 準 則 に 関 す る 訓 令 (抄)

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

(イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすかつ的確に周知すること。

(ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。